

第 12 回 杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 議事要旨

1. 日 時 平成 27 年 2 月 18 日 19:00~21:10
2. 場 所 西荻地域区民センター3 階
3. 出席者 構成員出席者 15 名
4. 資料一覧

次第

(議事の確認について)

- 資料 12-1 第 11 回議事録 (案)
資料 12-2 第 11 回議事要旨 (案)

(地上部街路に関する各構成員からの意見)

- 資料 12-4 「外環の 2」計画をめぐるコミュニケーション過程を検証する
資料 12-5 「東京外かく環状道路(関越道~東名高速間)についての考え方」の
インターチェンジについて 上記 2 点【齋藤構成員提出資料】
資料 12-6 ご意見カード 【中島構成員提出資料】

(報告事項)

- 資料 12-7 「外環の 2・廃止の都市計画提案・受理」の記者会見時の説明資料一式
資料 12-8 「外環の 2・廃止の都市計画提案・受理」の記者会見を各社新聞は
どの様に伝えたか?各社(7紙)の新聞記事 上記 2 点【古川構成員提出資料】

(前回からの持ち越し事項等)

- 資料 7-6 練馬 1 km 区間・早期着工の真の理由は何か? 【古川構成員提出資料】

(質問に対する回答)

- 資料 5-3 第 4 回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答
資料 5-4 第 4 回に構成員から提出された資料に対する回答
資料 6-3 第 5 回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答
資料 7-3 第 6 回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答
資料 8-3 第 7 回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答
資料 9-3 第 8 回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答
資料 10-3 第 9 回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答
資料 11-3 第 10 回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答
資料 12-3 第 11 回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答

(地域の必要性のデータ等について)

- 資料 8-7 資料 1-3 の取り扱いについて(議事録から) 【齋藤構成員提出資料】
資料 5-7 杉並地域に関する現状・課題データ集(改訂版)
資料 5-7-2 杉並地域に関する現状・課題データ集(改訂版)追加資料
資料 5-8 地上部街路に関する必要性(整備効果)のデータについて(改訂版)
資料 4-4 「杉並区における地上部街路に関する話し合いの会」に対する意見書
【須藤構成員提出資料】
資料 5-9(改訂版) 外環の 2・周辺道路の将来交通量推計に対する疑問
【古川構成員提出資料】
資料 5-5-1 捏造が露呈した地球温暖化説の再検討等について
資料 6-5 必要性(整備効果)のデータに関する CO2 削減効果算出過程について
上記 2 点【中島構成員提出資料】

(その他)

資料4-5-3 第2回杉並区「外環の2話し合いの会」傍聴者「ご意見カード」分析

資料5-5-2 資料4-8-1、4-8-2についての意見

上記2点【中島構成員提出資料】

参考資料 傍聴者からのご意見カード

5. 議事

(1) 開会

<議事内容の確認>

- ・事務局より、次第の内容について報告した。(P1-2)

これに対して、以下のような質疑応答・意見交換が行われた。

- 構成員 O ・次第について一つ意見がある。4年前に提出した都市計画提案が昨年12月に受理され、都市整備委員会で採用されないとの報告があった。
- ・この都市計画提案については、まさにこの会にふさわしい内容だと思うので、東京都から説明していただきたい。
 - ・議事次第には含まれていないので、議事録確認の後に入れてほしい。(P2)
- 構成員 A ・提案制度の件は提出されて既に4年が経過している。今回の会議に非常に影響を与えるものなので、最初の議題としてほしい。(P2)
- 構成員 M ・構成員Aの提案に賛成する。最初にやってほしい。(P2)
- 構成員 L ・前回の議事録・議事要旨については、先に確認したほうがいいと思う。(P3)
- 司会 ・前回の議事録、議事要旨について先に確認し、その後に計画提案の話という順番とする。(P3)

(2) 議事録・議事要旨の確認について

- ・事務局より、第11回の議事録と議事要旨について諮った。(P3)

これに対して、以下のような質疑応答・意見交換が行なわれた。

- 構成員 M ・議事録、議事要旨に間違いが多過ぎる。本当に事務局はこれを確認しているのか。前回も指摘があったが、内容を知っている人が見たら必ず分かるような簡単なミスが多いのは言語道断である。(P3-4)
- 安西 ・前回のご指摘を踏まえ、今回はスケジュールに注意したところ、修正箇所が多くなってしまい申し訳なく思っている。引き続き、事務局でもチェックし、修正箇

所がないように心掛ける。 (P4)

武田 ・事務局の長という立場で謝罪する。何度も指摘を受けて申し訳なく思っている。
引き続き、今以上にしっかりと確認するよう努力する。 (P4)

司会 ・第11回の議事録・議事要旨については、この形で公表するものとする。 (P4)

(3) 報告事項「外環の2 廃止の都市計画提案受理」について

・都市計画提案の受理について、安西構成員、構成員〇から以下の説明があり、これに対して以下のような質疑応答・意見交換がなされた。 (P4)

安西 ・都市計画提案制度について、資料 12-7 を用いて説明する。

・都市計画は、道路や鉄道、土地利用まで、地方自治体の東京都や区が定めるものである。

・都市計画提案制度は、土地の地権者、街づくり NPO 法人等の営利を目的としない法人等が都市計画を提案できる制度で、平成 14 年に創設されたものである。提案に必要な要件としては 5,000 m²以上のある程度まとまった土地の中で、3分の 2 以上の地権者の方々の同意を得て、街に与える影響がないかを確認していただいた上で受理することとなる。

・今回、この都市計画提案制度を利用して、構成員 〇さんより外環の 2 の 9km のうち 295m を廃止するという提案がなされ、提案要件の 3 つを満たしたということで昨年 12 月に東京都が受理した。この提案に基づき都市計画を定めるかどうか東京都が判断するが、今回の提案では外環の 2 の都市計画を変更する必要はないと考えている。今後杉並区に対して意見を聴き、その後東京都の都市計画審議会に付議して最終的な決定をするという流れになる。

・外環の 2 の都市計画変更をしない理由としては、都市計画道路の交通機能・防災機能はネットワークが適切に形成されることによって発揮される。このため、提案のように 295m を廃止し道路ネットワークを分断することは適切でないと考えている。

・交通面では、外環の 2 の一部区間が廃止されることにより、外環の 2 の将来交通量の 1 日約 1.4 万台から 1.5 万台が生活道路に流入し、歩行者・自転車の安全性が損なわれる。また、都では延焼遮断帯として位置付ける都市計画道路の幅員を 11m 以上としており、構成員 〇さんの提案にあるような 7m 程度の生活道路を延焼遮断帯として位置付けることはできないと考えている。 (P4-6)

・一昨日の東京都議会の都市整備委員会において、この提案の受理と都の考えを報告し、質疑や意見交換、意見表明が行われた。

・提案内容については構成員 〇さんに説明していただく。 (P6)

構成員 〇 ・資料 12-7 について説明する。

- 今回の特徴としては、道路に関する都市計画提案制度の活用は東京都初であり、廃止の例は全国でも前例がないこと。公の提案制度を活用し受理されたこと。地権者の79%が合意していること、の3点が挙げられる。
- 資料4頁に地図を載せているが、提案の対象地域は長さ300m×外環の2の幅員40mであり、公共用地の部分を除くと11,835㎡となり、提案に必要な要件のひとつである5,000㎡以上をクリアしている。
- 更に、地権者154人のうち、外環の2は不要という提案に合意したのが121人で78.6%おり、提案条件の3分の2以上をクリアしている。
- 今回の都市計画提案の提案書は平成26年12月2日に受理され、翌日から閲覧に供されており、外環の2一部区間295mを廃止しても交通面、環境面、防災面、暮らしの面、全てで問題がないとした本文の部分50頁が見られるようになっている。
- 5頁のフロー図で、提案が認められればXコース、認められなければYコースとなっている。本提案はYコースとなるが、Cのところとその下で杉並区に意見を聴くとされている。その後、5月15日の都市計画審議会で意見を聴くことになっているが、これは付議になるのか。(P7-8)

安西 • 議案として都市計画審議会で諮るものである。今回、提案を踏まえ都市計画は変更しないことになるため、それについて意見を聴くことになる。(P8-9)

構成員O • 一昨日の都市整備委員会でも都市計画審議会でも、委員に決をとるのではなく意見を求めるだけなのか。この提案をきっかけに外環の2に対する理解が深まり、都市計画審議会で否決の可能性もあるかと思っていたが、最終的には東京都の提案がそのまま承認されることになるのか。(P9)

安西 • 都市計画審議会は行政の担当者だけでなく、第三者的な委員で構成されているため、審議会の場でどのような意見があるかはわからない。意見を踏まえて、東京都として最終的な判断をすることになる。(P9)

構成員O • 杉並区議会でもこのことは何度か話題になっている。区長の答弁によると、区にはまだ照会が来ていないので、来たら都市計画審議会で意見を集約して東京都に伝えるということだった。杉並区が意見を出していないのに、東京都が既に方向性を決めているのはおかしいのではないか。(P9-10)

- 6頁。都は外環本線を地下式に変更したことに伴い、外環の2を廃止するべきだったが、都市計画が残っていると理由をつけてこの道路を作ろうとしているため、私が東京都に代わって廃止の提案を出したものである。
- 7頁の図は、都市計画変更素案の対象地域である外環の2の295mの部分を示したものである。本当は外環の2全線の9kmにわたってやりたかったが、地権者の証明書の発行費用が1地番につき700円かかるため、200地番ほどになると14万円かかってしまう。そうした財政的な面から区間を限定することにし

た。

- 対象地域は本当に環境の良い所で、善福寺公園と井草八幡宮がずっと風致地区でつながれているが、そこを分断して外環の2が通ることになる。(P10-11)
- 8,9,10 頁では、この提案によって道路が廃止された場合に、外環の2ができた時に比べて交通面で遜色ない効果があるということをもとめたものである。
- 一部区間を廃止した場合、南北からの約 1.5 万台の交通量がどこへ流れるのか、何か所かに流れるならどのような比率で流れるのか、流れ込んだ車は現状の道路のキャパシティで間に合うのか、その根拠を示すよう東京都から言われた。車が流れ込む道路を A~E の 6 区間想定し、それぞれ道路幅員、歩道の柵の有無、勾配、信号機等を計算して、この表を作成している。
- 道路キャパシティに対してどのくらい混雑しているか数値化すると、1 から 1.25 くらいは普通、2 くらいになると道路のキャパシティが足りないということになるが、どの区間を見ても交通量を吸収できるという結果になった。これは大型車、二輪車、歩行者等の要素も含んでいる。(P11-12)
- 更に、東京都から交差点の需要率をよく調べるように指示があり、4カ所の交差点で点滅時間を調査し、交差点での渋滞も発生しない、交通面では問題ないという結論が出た。(P12)
- 最後の付表は、3 年間の経緯と苦労についてまとめたものである。2011 年 5 月に話し合いの会の公募人員募集があり、それに合わせて町会の 200 世帯で勉強会をし、都市計画提案に挑戦しようと決意した。2011 年 8 月に都を訪問し、その後も何度も行っては修正指示をされた。2012 年 7 月に都より電話があり、国から部分的な廃止区間でも提案できると判断があった。その後、2014 年 4 月に、舛添知事に内容証明付きで資料一式を送付した。2カ月後の 6 月には都議会でこの提案を 3 年間かけているのはどうしてかと質問してもらった。そうしたこともあり、去年 12 月に正式に受理してもらった。今年 1 月には都庁で記者会見し、翌日の知事の記者会見では「法定手続きに則って粛々とやっていく」という回答があった。もうシナリオができていると思った。(P12-13)
- この提案資料は東京都に 3 年間指導を受けて完成したものである。指導を受けた立場として反論したい。東京都さんがこんな理由を書くのはおかしいと。将来交通量は 1 日 1.4 万から 1.5 万台となっているが、これは非常に車の台数の多かった平成 17 年度のセンサスをもとにした将来交通量であり、過大になっている。平成 62 年の推計では 1.5 万台から 7500 台に下がるとされているが、外環の2にいくらかかるかの数字は出してもらえていない。(P13-14)
- 外環の2の一部区間を廃止することで自動車が生活道路に進入するため、自動車の走行機能が低下するとされているが、外環本線は別として、外環の2を通る車は生活道路を通る車と大差ない。

・先ほど説明した表では、混雑度の予想は 122%で、このくらいの数字はよくある。迂回ルートでは保育園が多いなどと説明されたが、それがこの提案を拒否する理由では納得できない。

・延焼遮断帯について、上石神井と西荻の間を通る道路の幅員は 7.4m だが、最低限 11m としているが、外環の 2 は何 m か。 (P14)

安西 ・場所によって異なるが、標準 40m である。練馬の区間は 22m に変更している。 (P14)

構成員 O ・東京都の防災都市づくり推進計画で、延焼遮断帯について定めている。外環の 2 は幅員 40m だが、交通量が 1.5 万台と大したことはない。都の原案では、片側 1 車線・車の通るところは 7m で、他は緑で埋められている。この場合 40m を道路幅員とは呼べないのではないか。 (P14-15)

・延焼遮断帯は本来 11m なければいけないとしているが、外環の 2 は 11m ないとではないか。都の言っている不採用の理由は納得がいかない。 (P15)

・杉並区は、区として一生懸命考えて意見を述べているのに対して、都は意見を聴かずに結論を出し、都市整備委員会で判断を述べているのはおかしい。 (P15-16)

構成員 A ・防災都市づくり推進計画において、外環の 2 が一般延焼遮断帯に位置づけられているのは、都市計画が存続した場合である。構成員 O さんは現状の市街地を維持したいために、提案の 295m を外環の 2 から除外してもらいたいと言っている以上は、現状の 7.4m 幅員の生活道路を延焼遮断帯に位置づける義務はない。公文書ででたらめなことを書くな。 (P16-17)

安西 ・この文書は都として作成したものである。 (P17)

構成員 A ・外環ジャーナルでも、地上部街路はなくなり現況の市街地が維持されるとはっきり書いてある。これまでの公文書や発言と全く矛盾している。これについて何度も説明を求めているが、何一つ回答されていない。 (P17)

・構成員 O さんの提案を却下するなら、明らかに法律違反な点でも指摘しなければ、法律に基づいて受理した以上は採用する義務がある。 (P17-18)

・計画のたたき台でも、地上部の利用について書いてある。これは間違いを意図的に書いているのか。東京都はこれまでに出した資料と公文書、公的な発言、それらに矛盾した形で計画を進めている。練馬でも反対意見が多かったが、都の出したまとめでは計画の推進という結論にされている。何のために 7 区市で話し合いの会を始めたのか。 (P18-19)

・杉並区は自分たちの発言や記録に責任を持っている。東京都は全く責任を持っていないと感じる。都はこれまでの資料や発言に責任を持って進める気があるのか。これまでも説明を求めてきたが何一つ回答されていない。都の資料で地上部のあり方について現況の市街地が維持できると書いてあり、今日の説明と矛盾し

ている。こうしたことばかりで、全く責任が感じられない。 (P19)

安西 • 東京都は、外環の 2 の必要性やあり方についてご意見を聴きながら検討を進めていると思っており、そのためにこの話し合いの会を設置している。

• 構成員 O さんから提案のあった 300m の廃止案については、一部分だけ道路を廃止してしまうと、南北からの交通が分断されてしまう。また、延焼遮断帯について構成員 O さんは 7m で十分機能するという主張だったが、東京都としては防災都市づくり推進計画の中で都市計画道路は 11m 以上のものを一般延焼遮断帯として位置づけているため、今回の提案は認めることができないと判断した。 (P20)

構成員 A • 意見に対して全く答えられていない。構成員 O さんの提案は、現状の市街地を維持するために一部区間を都市計画から除外してもらいたいというもので、当然延焼遮断帯からも除外される。 (P20)

武田 • 延焼遮断帯は、現状が道路でなくても将来道路になるであろうところも位置づけられている。

• もし今回の提案が認められ都市計画決定が例えば廃止になれば、延焼遮断帯から外れることはあり得る。延焼遮断帯は連続性が必要なもので、295m だけを除外するのではなく、前後を含めて延焼遮断帯がどこかにつながるように変更することは考えられる。

• 外環の 2 は、現時点では都市計画決定の線が残っているため、延焼遮断帯に位置づけられている。 (P20-21)

構成員 M • 構成員 O さんの提案に対して、代替案を求めて受理しておきながら、提案を不採用にしているのは矛盾している。

• 確認したいことが 3 点ある。

• 1 点目は、16 日の都市整備委員会で、保育園や幼稚園のある所にはネットワークの道路を作れない、これも断る理由のひとつだと都の部長から発言があったと聞いたが、事実か。 (P21)

安西 • 一昨日の都市整備委員会で、この都市計画提案の内容と都の考え方について審議した。

• 提案の受理後、都では提案地域周辺に与える影響を調査するため、現地調査を行った。その結果、構成員 O さんが提案した迂回ルート你的生活道路には保育園 2 カ所、児童館 1 カ所が歩道のない道路に面しており、飛び出し注意、事故多発注意の看板も多数みられ、都市計画道路の迂回ルートとして不適切と確認した、と答弁している。 (P21-22)

構成員 M • 今の説明に対して質問だが、保育園のある場所には外環の 2 は作らないということか。 (P22)

安西 • 外環の 2 ができた場合、その沿道に保育園や幼稚園が立地する場所があると思

う。その場合は、外環の 2 は車道と分離した歩道をしっかり設置することになる。今回の構成員 O さんの提案では、歩道が十分ではないような 7m 前後の生活道路に車が 2 倍、4 倍流れ込むような提案である。今でも子どもの横断注意看板がある状況で、更に車が増えては、迂回ルートとしては不適切と考えた。
(P22)

構成員 M ・武蔵野市の保育園は外環の 2 の計画線上にある。練馬区でも調べれば保育園や幼稚園、敬老館、児童館があるかもしれないが、実査済みか。 (P22)

安西 ・武蔵野市に保育園があり、外環の 2 の計画線にかかっていることは認識している。

・誤解がないようにしたいのは、道路沿いに保育園や学校が立地するのは当然あることだが、そうしたところは歩道と車道がしっかり分離されているのが望ましい。

・構成員 O さんの提案の通り 295m を廃止すると、資料で説明している迂回ルートに交通が流れ込むことになるので、それは不適切だと判断した。

・外環の 2 を仮に整備すると決まった場合、保育園や学校が沿道に立地することがあれば、車道ときっちり分離した歩道を整備する。 (P22-23)

構成員 M ・2 点目の質問だが、先ほどの説明で、杉並区に意見を聴いたと言ったのか。
(P23)

安西 ・構成員 O さんからの提案を受けて、杉並区の計画の中で外環の 2 の位置づけに関わることや、提案された区域の周辺で道路整備計画などがあるのか伺った。
(P24)

構成員 M ・聞いている情報では、その他今回の都市計画提案に関する情報はるかという問い合わせもしている。

・区長は本会議で、まだ文書で照会を受け取っていないとはっきり答えている。これは区への意見照会に該当するのか。 (P24)

武田 ・杉並区に対しては上位計画、生活道路、その他について意見を伺っている。

・その後、東京都が判断を示し、それを受けて必要に応じて区に意見を聴く形になる。Y コースの赤く囲ってある「区市町村に意見を聴く」というところで、都の判断を説明し、それについて意見を伺う。 (P24-25)

構成員 M ・区として、構成員 O さんの提案に対して、採用したほうがいいのか、却下したほうがいいのか、というのが意見ではないのか。 (P25-26)

・保育園のそばに代替路があるから提案を受理しないなどという報告で済むのは、杉並区や区議会、この構成員をばかにしている。 (P26)

安西 ・C の部分については、都市計画法第 15 条の 2 の 2 項で、都市計画の案を作成しようとするときは関係する市町村に対して資料の提出等の協力を求めること

ができるという規定があり、その規定に基づいて杉並区に計画等の資料の提出を依頼したものである。更に、この提案を採用しないという判断を都がしたことについては、今後杉並区に意見照会する。(P26-27)

大竹 ・12月16日に都から区に照会という文書が来た。これは都が意志決定をする前に区の状況を事前調査する照会だった。

・その中で、外環の2の区の都市計画マスタープランの位置づけがどうなっているか質問があったので、外環の2はゼロベースで検討を続けるとなっていると回答した。

・提案区域周辺での道路整備の計画については、杉並区の行政計画でもマスタープランでも計画はないと回答した。

・その他の部分でも特になしと回答した。あくまでも事前の調査であり、都の考えを区に示されて意見を求められたことではない。

・今後、必要に応じて区市町村に意見を聴くという部分、区に対しての意見照会は来ていないので、区議会でもその旨を答弁した。(P27)

構成員 T ・もっと住民のためを思っしてほしい。頭から外環の2を作ることはばかり言っているが、住民は外環の2は地下に移ったと認識しているし、必要ないと思っている。(P27-28)

構成員 C ・2点確認したい。構成員 O さんの提案で、バス通りが幅員7.4mと言われていたが、今家が建っている状態で道路としてあるのが7.4mなのか。八幡橋のところの建物が先日建て直されたが、その際に実は道路境界から建物が1.8m出たということがわかり、下げることになった。他の敷地も全て1.8m出しており、本来の幅員は9.2mということはないか。(P28-29)

緒方 ・公図で確認もしていないが、ここは民地と道路の間に水路が通っている。そこに越境して建物が建っていたので、是正指導をして建替えたところだと思う。バス通りを拡幅する予定はない。(P29-30)

構成員 C ・もう1点は、構成員 O さんの提案について報道等を見ていたが、提案の295mについて、そこだけ廃止することはできないという判断ということだった。

・しかし、外環の2は練馬から杉並、武蔵野、三鷹と続いており、仮に杉並をやらないということもあるという話を最初はしていた。そうすると、杉並だけで話し合いをしても意味がないのではないかと。全体の中でどうするか決めなければ、意味がないと思うがどのように考えているのか。(P30-31)

安西 ・外環本線を地下化した際には、外環の2の検討の進め方やプロセスを明らかにすべきだとか、様々な意見や要請を沿線区市からもいただいた。都ではこうした要望を受け止めて、この話し合いの会を開催していると認識している。

・まだ必要性の話をしている段階なので、どこが道路の区切りなのかなどは今後の検討の中で決めていくことであり、今明確な答えはない状態である。

が維持できるとしている。更に、地下化するときの都市計画決定の都市計画審議会で、地上部の移転戸数が少なくなるので地下化すると説明している。外環の2は外環本線とほぼ同じ幅員があり、地上部の移転戸数を少なくなると言っている以上は地上部の道路建設はないと考えられる。それを前提に担当者は説明している。(P35)

・検討のプロセスについて、これまでの発言や公的資料を無視して、住民と一緒に考えていきたいなどと発言しているが、一緒に考える必要はない。東京都は道路を必要としており、私は昔から反対している。

・7区市で独自に話し合いの会を進め、選択肢として現状の市街地もあると言っている。構成員Oさんの提案をあまりにも軽んじており、不採用の説明資料も間違っているから改めてほしい。(P35-36)

構成員O ・提案について先程の話で、区に意見を聴くと2回書いてある。その意見は尊重して聴いてくれるのか、単に聞き流すだけなのか。

・今日は提案の話題で時間がなくなってしまい、本来の議題ができなかった。前回の話し合いの会は8月で、次回はまた間が空いてしまうので、本来の議題を話す機会を1カ月以内に作れないか。(P36)

武田 ・区からの意見については、都の内部でも検討し、尊重したいと考えている。

・次回の開催について、1カ月以内というのはさすがに不可能である。皆さんが早くやりたいという気持ちは聞いたので調整する。(P37)

(4) まとめ

・事務局から、本日のまとめについて説明した。(P37)

事務局 ・第11回の議事録・議事要旨の確認について、資料12-1、資料12-2について確認をしていただいたので、公表する。

・次第を変更して、次第4：報告事項「外環の2廃止の都市計画提案受理」について都から報告、構成員Oから説明していただいた。その後、構成員から意見・質問をいただいた。

・次回は、議事録・議事要旨の確認後に、各構成員の意見発表、報告事項「外環の地上部街路（練馬区間）」、前回からの持ち越し事項の順で進める。(P37)

構成員M ・今まで自分の意見を言うことができないという方がたくさんいた。そうした方の意見を聞きたいという発言をしたので、その構成員に電話をかけてでも説得して意見してもらえるようにしてほしい。

・次回に向けて、資料が膨大なので、資料12-4,12-5を事前に読んできていただきたい。(P37-38)

6. 確認された事項

- ・第11回議事録、議事要旨を公表する。

7. 次回へ持ち越された事項等

- ・次第3 地上部街路に関する各構成員からの意見
 - ・構成員Nの質問に対する回答 付属街路と地上街路の名称の違い・付属街路が廃止されたのに外環の2が残っている理由。
 - ・構成員Oの質問に対する回答 資料4-6-1の図について、地上部に外環の2がなくなったという考えに対する回答
 - ・各構成員からの外環の2に対する意見発表
 - ・構成員I、構成員T、構成員Oの意見に対する都からの回答
- ・次第4 報告事項
 - ・外環の地上部街路（練馬区間）について
- ・次第5 前回からの持ち越し事項等
 - ・外環(関越～東名)大泉JCTの車の流れについて
 - ・外環の地上部街路（大泉JCT地域：1km）を事業認可した理由について
 - ・練馬1km区間：早期着工の真の理由は何か？（古川構成員）・・・資料7-6